

# 教育改革の課題としての中・高校接続

佐藤三郎

## 臨時教育審議会後

1995年4月26日、文部大臣は第15期中央教育審議会（以下・中教審）を召集し、『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』諮問を行った<sup>1)</sup>。戦後、文教政策に関して、通常、文部大臣が中教審に対して諮問するが、総理大臣が諮問したケースは二回ある。一つは戦後すぐの'46年の教育刷新委員会、いま一つは'84年、中曽根総理が諮問した臨時教育審議会である。臨教審に対して総理は最初のあいさつで「我が国が、21世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくために、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応して教育改革を図ることが必要不可欠になっていると考える」といった。4年間にわたる長期の審議期間に、最終答申（'87年）を含めて4回の答申が出されているが、私が注目したいのは'86年の『教育改革に関する第2次答申』である<sup>2)</sup>。その中で、1872年（明治5年）の学制から始めて第2次世界大戦までの“第1の教育改革”から、戦後の教育基本法、学校教育法制定から『中教審46答申』（1971年）<sup>3)</sup>までの“第2の教育改革”を経て、臨教審によれば「46答申は教育理念の検討に正面から取り組まなかったために“第3の教育改革”（自称）の性格が必ずしも明確にならず、意欲的な先導的試行の諸提案も教育界の現状を守ろうとする強い意識に阻まれて実行に移すことができなかった」という。

46答申の四つの“先導的試行”は「漸進的」といっているものの「学制改革を推進するため」の試案を提起していた。確かに、例えば四つの先導的試行の第1にあげられたもの、すなわち「4、5才児から小学校低学年の児童までを

同じ教育機関で一貫した教育を行う」という問題提起は当時としては先進的、意欲的なもので教育界への波紋は大きかった。（後出）また第3の試行案にあげられた「小学と中学と高校のくぎり方の変更」も第1の試行案と関連させるならば、学制改革に通じる重要課題をはらんでいる。

だが先導的試行が不発に終わったのは、臨教審がというような「教育界の現状維持の意識」だけではなかった。私は第2の教育改革からまだ24年しか経過していない時点での先導的試行の提案は時期尚早であり、新しい理念をかかげて国民の強力な支持を得ていた第2の教育改革は進行中であって、この時点ではその実をあげるための条件整備が先決であるという理由でも賛成していなかった。勿論46答申の問題点は、基本的には同じ中教審の41答申<sup>4)</sup>（「後期中等教育機関の拡充整備」）のいわゆる“能力主義にもとづく多様化政策”の延長線上にあり、国民大衆の理解を得るにいたらなかった。

ところで前にもいったように、臨教審は46答申を肯定的に受けとめ、より壮大な規模をもって、本格的な第3の教育改革に取り組み、いくつかの基本原則を明示した。例えば、第2次答申でみると「今次改革の中で全体を貫く最も基本的な原則は個性重視の原則である」とか「臨教審で本格的に取り組み第3の教育改革では、第1、第2の教育改革に続き、生涯学習体系への移行という我が国近代教育史上画期的な教育についての発想の転換をもたらそうとするものである」ともいう。

さて、臨教審の最終答申（'87年）から今日まで8年を経過した。ところが臨教審終了後、早くも2年経った'89年、第14期中教審が召集され、文部大臣は『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』の諮問を行った。'90年の『審議経過報告』の後の'91年の最終答申<sup>5)</sup>、とくに第1部の「改革の背景と視点」は、この種の答申としては、全く異例ともいえる大胆さと率直さをもって、審議会の課題の一つである後期中等教育、とくに高校の現実に鋭く切りこんで次のようにいっている。「固定した未来像や産業国家としての計画や目標に合わせて教育の在り方を考えるよりも、まず現在の教育の持つ歪みを正し、子どもの心の抑圧を軽減して人間性の回復を図ることが重要である」と。さらに続けて、日本の教育は「形式的に極めて平等であると同時に小中学校に

おける平均的に高い学力水準の維持、高校への進学率と卒業率の高さ、産業社会への適応度の安定が認められ、十分に効果的で……平等と効率が両立している」との事実を指摘、それが「息苦しい進学競争に日本人を駆りたて」とくに高校に顕著にあわられている学校間「格差」と「序列」をつくっていると。

この審議会に課せられた当面の課題は、後期中等教育機関、とくに高校教育の改革であった。第1部の背景と視点に続く第2部は、高校入学選抜の改善策をはじめとする高校教育の改革案を具体的に示している。勿論、審議会は高校間の「格差」と「序列」をもたらした受験競争の過熱化が、今では中学校以下にも浸透し「最近では12才へと段々年令的に下の層へ押しつける圧力を強めているのは憂慮すべき問題」であると指摘している。誰もこの事実を否定できない。

かって臨教審はその『第1次答申』（'85年）で早期に対応すべき優先事項として「当面の具体的提言」（1）学歴社会の弊害の是正（2）受験競争過熱の是正をあげた。誰しもその重要性に異論をはさむ余地はないが、（1）の①は大学入学者選抜制度の改革（具体的には共通テストの導入など）、②は大学入学資格の自由化、弾力化、③は6年制中等学校設置、④は単位制高校の設置で、それぞれ部分的には一定の効果はあるとしても、これでは過熱是正の決め手にはならない。これらの当面の具体的提言にとどまらず、第3の教育改革の本格的実施のための臨教審の4回にも及ぶ答申は極めて多岐にわたるもので、実施の経過をいちいち検討する余地はないが、問題点を残したまま、すでに進行中のものもある。

基本的には臨教審路線を継承している14期中教審の『平成3年答申』（'91年）の第2部「改革の背景と視点」には、前にもいったように大いに同感できるところは多いとしても、それを承けたという第2部の第1章、とくに「高校の改革」には、高校教育の原点から甚だしく逸脱して、将来、禍根を残すと思われるものがあると私は思っている<sup>6)</sup>。それだけではない。'91年第14期中教審答申が出た後、答申に基づき文部省内の調査研究委員会がつくった具体案に忠実に従って高校教育の改革が次々と実施され始めたばかりだというのに、'95年4月には早くも第15期中教審が発足している。何をしようとしているのか。文部大臣の諮問理由をまつまでもなく、21世紀に向けて国際化、情報化、科学技

術の発展、高齢化、少子化、経済構造の変化など、我が国の社会は大きく変化しており、このような変化を踏まえた新しい時代の教育の在り方が問われているのは事実であるが、その在り方について、臨教審は同じような問題意識を持って大型の答申で答を出したのではないか。臨教審最終答申から今でまだ10年も経っていない。この間、冷戦の終結に伴う国際政治・経済の面での国際競争の激化という予想されない展開はあったものの、教育の背景となる状況には、変化の加速化はあっても、とくに新しい問題点はないと私は考える。前述したように、後期中等教育機関に限っているとはいえ、14期中教審答申に基づいて、これまでにない速さで改革が進められ、21世紀に備えているはずなのに15期中教審は何を加えようとしているのか。諮問の柱は(1)今後における教育の在り方及び学校、家庭、地域社会の役割と連携の在り方(2)一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善(3)国際化、情報化、科学技術の発展、社会の変化に対応できる教育の在り方の三つである。このうち(1)は学校週五日制の全面実施を射程においたもので、すでに毎月2回の土曜休みの経験を積んで準備の段階に入っている。(3)はとくに新しいテーマではない。問題は(2)である。これまで数多く出された文部省関係の答申、報告書、通達等を見ると、学校教育の内容と方法に関する基本方針として、ほとんど決まって①国民として共通に必要なとされる基礎・基本②個人の能力・適性などの特性に応じた指導方法がセットされていた。ところが今回の諮問では基礎・基本が消されて“能力・適性”に応じたのみが残っているのは、とりわけ臨教審が個性重視の原則を最優先して以来、せきを切ったように教育界に導入されている個性化・個別化、多様化、弾力化の影響であろう。ところで中教審への諮問で、この拙論が注目したいもう一つ別の問題点は(2)の後半にかかげてある学校間の接続の改善である。

### 中・高校間の接続・一貫

14期中教審答申は、少なくとも高校に関する限り、すでに臨教審『第4次答申』が示していたもの（①6年制中学校②単位制高等学校③高等学校就学年限の弾力化④後期中等教育の多様化）以上に学習指導要領の枠内ながら、かつてないほど大幅な改革案を示し、その一部はすでに実施されている。それは高

校が形式的平等の下で今では96%以上の進学率を示しているものの、学校間の序列と格差が固定されたままで画一化されているとの認識のもとに、徹底的に生徒の実態とその個性に応じて柔軟な（従って多様な）教育制度、内容、方法を具体的に出しているが、これは大筋では臨教審答申に沿いながらもそれを越えるものである。確かにそれは現行学校教育法で定めた高校の制度を変えるものではないが、ハズミがつけば、望ましい高校の原点を失うおそれがある。

これより先の'76年、教育課程基準の改訂に際して文部大臣の諮問への答申で教育課程審議会は「いまや高校進学率は90%に達し、国民教育機関としての性格を強めてきた」といい、勢いあまって“国民教育10カ年計画”に言及、文部省からクレームがついたといわれているが、それは義務期間の1年延長への伏線かと評されたことがある。じっさい改訂高校学習指導要領（昭和53年）では新設の科目を含めて高校初年次の科目はすべて必修になっている（平成元年改訂でなくなる）。

それからほぼ15年経過して進学率が95%を突破した段階で『14期中教審答申』（'91年）も高校は「文字通り国民的な教育機関となった」と再認識して、つぎのようにいっている。「大衆化した今日の高校には能力、適性、進路、興味・関心等極めて多様な生徒が入学している。したがって、その教育の水準や内容については一律に固定的に考えるべきものではなく、生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要となってきた。高校教育では、中学校教育との連続性を考慮しながら、次代を担う社会人として必要とされる基本的内容を生徒に確実に身につけさせることが重要である。また生徒一人一人に対して、自分の興味・関心や進路などに基づく主体的な学習を促し、それぞれの個性を最大限に伸ばさせるための選択の幅の広い教育を推進していくことが大切である」（傍線筆者）という。これは一見したところとくに問題のない文章のように見えるが「（すべての生徒にとって共通に）必要とされる基本的内容」と「選択の幅の広い教育」という表現は、理解のちがいでによって分極化する争点をかかえている。これについては後述する。

'95年4月の15期中教審への諮問を受けて、9月に二つの小委員会に分かれる前の数回の総会での自由な意見を、日本教育新聞（'95年8月26日号）は次

のように伝えている。諮問の中での目玉は前述したように「学校間の接続の改善」であると思うが、諮問文では直接言及していないものの（21世紀を展望すれば）学制改革が重要な課題になるであろう。学校間の接続の改善は、多かれ少なかれ、学制改革につながるからである。果たせるかな、同じ日付の日本教育新聞の記事によると、自由な意見として出てきたものには学校間接続といっても中・高校間の接続に関したものが主となっただけらしい。例えば「中高一貫の学校があってもよい。しかしかなりの条件整備が必要」「臨教審が提起した6年制中等学校が実現しなかった理由を徹底的に検討すべきだ」等。続いて日本教育新聞'95年9月20日号では、経済界を代表して審議員に任命された根本二郎日経連会長（日本郵船社長）は、「6年制にするか7年制にするかはまだはっきりいえないが中高一貫校の創設」を求める発言をしている。ところが、学校間の接続を文部省が諮問した有力な理由は「一人一人の能力・適性に応じた学校教育の多様化・弾力化」のための制度改革であることは疑えないが、事務次官の補足説明では「過熱した受験競争の現状の改善」のためともいい、現に根本氏も（高校入試という）「中間の試験をなくする」ために公立の6年制一貫校を主張している。

学校間の接続は何も中・高校間に限られてはいないが、一応ここでは大学、短大を除外する。学校教育法では幼稚園、小学校、中学校、高等学校はそれぞれ固有の目的、教育の目標、教育内容が定められており、教育としては一貫していても、学校段階別の分節と学校段階間の接続についてはほぼ50年近くの実績のもとで一定の共通理解ができています。ところで一貫教育の視点から相互に接続させる場合と学校段階をなくして一つの学校に統合する場合の一貫校は区別されねばならない。例えば高等専門学校は二つの学校段階を統合した一貫校である。注1で一部紹介した宮崎県の五ヶ瀬校は「中高一貫校」と書かれているが、実質は中学と高校が同一敷地に併設され運営上の一貫性を求めたもので上に述べた意味の一貫校ではない。これを推進した宮崎県教委は「失敗の許されない壮大な実験」といっているが、公立中学は学力テストでなくても入学選抜を行っていること、学区制でないこと、6年間同じ生徒で固定することの是非等、実施前に検討すべきことを積み残したまま見切り発車させた。この稿を

執筆中、日本教育新聞'95年9月23日号は一面トップで、高知県教委は、「中・高携帯教育」を構想し、研究指定校から着手してみるという。私はこの方が堅実で将来の一貫教育に向けての貴重な礎石となると思う。その記事と同じ一面の別の項に、サントリー常務取締役で中教審委員の一人川口順子氏の談があるが、中教審ではあたかも公立の中高一貫校の設立が自明であるかのようにいつているのは性急な勇み足である（一方、私立校に多い中高一貫教育は、一応、学習指導要領によって中・高校別に拘束を受けるが実質は6年間の教育を5年間で圧縮したり、教科・科目の単位や時間数を適当に増減させ、最終学年は受験準備に集中するなどの工夫によって一貫教育を行っているという）。

中・高校の接続のケースとしての中・高一貫教育、またその一例として6年制中等学校（一貫校）、その他の案が考えられようが、15期中教審諮問自体は学校間接続をもって大きなスケールでみているのであろう。過去1、2年の間、私が参照した日本教育新聞、週刊誌『教育プロ』やその他の教育記事には、まさに“高校改革の時代”を思わせるほど高校関係のものが多いのは、繰返すようだが、第14期中教審答申後の急激な高校の変容のためである。

## 6年制中等学校

中・高校間接続の一例として、なぜ6年制中等学校案がめだって浮上してきたのであろうか。実はそれは新しいものではなく、戦後何回も学制改革の重要テーマとして取り上げられてきた経緯がある。ここではそのいくつかを列挙して、今本論の課題とつなげてみたい。

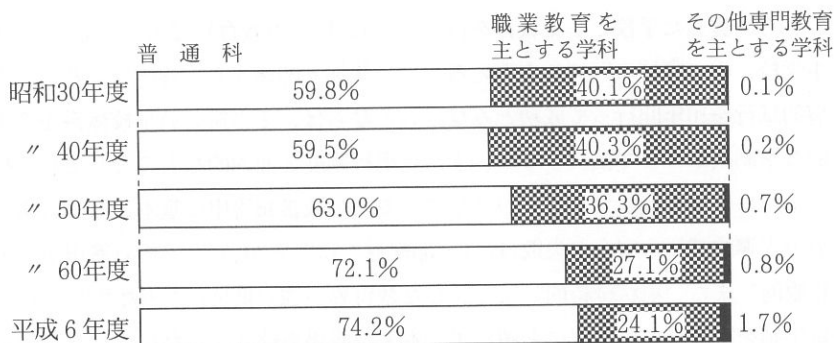
戦後第2の教育改革は、'47年の学校教育法に従いつつ、単線型の6・3・3制の基本枠組の中での高校3年間は、新学制発足当初の文部省の諸通達でも「義務制ではないが将来は授業料を徴収せず、無償とすることが望ましく」「中学終了後、さらに学校教育を継続するものの全部を收容することを理想とする」また「(高校進学にさいして) 選抜にしなければならない場合でも、それ自体望ましいことではなく、やむを得ない罪悪であって、経済が復興して新制高校で学びたい者に適切な施設を用意できるようになれば直ちにすべきである」との指導方針をとっていた<sup>9)</sup> (高校入試に学力試験を加えるようになったの

は'56年の学校教育法施行規則の改訂後である)。小学校の義務制、単線型は戦前からの継承だが、新制中学3年までの義務期間の延長から始めて、将来、高校も無償化、希望者全員入学するとの方針は、アメリカではすでに実現されヨーロッパの先進諸国でも第1次大戦後にイギリスの労働党が主唱した「すべての人に対して中等教育を」(Secondary Education for All)の流れにも沿う画期的なものであった。だが、早くも'51年の講和条約の成立で一応独立した我が国ではこれを契機として、内閣直属の政令改正委員会は、占領下の諸法令の再検討を行い、その一つとして占領下に設けられた6・3・3制は、我が国の実情に即しない画一的な教育制度であると批判したが、文部省の抵抗もあって原則的には6・3・3制は維持するが、中等教育での普通課程と職業課程を強化するために「中学と高校を併せた職業教育重視の6年制(または5年制)」の設立を提案している<sup>10)</sup>。(これは、学校教育法第35条「中学校は……中等普通教育を施す」を否定するもの。)6・3・3制は残されるが、数は小数だとしても新たにそれと平行して6・6制が加わるならば原則的には複線型体系ということになる。戦前、それなりの伝統と実績をあげた旧制の実業学校の復活への郷愁とあってよい(その考え方は後述の中教審41答申で再燃する)。

高度経済成長策に転換した池田首相時代、産業界からの強い要望であった当面の中級技術者の確保のために、'63年ほぼ各県に5年制の国公立の高等専門学校が急遽設立された。6・3・3でなく6・3・5は文部省では6・3・3制の“変形”と強弁しているが、新種の学校(学校教育法第70条の2・深く専門の学芸の教授し職業に必要な能力を育成する)が出現したのは複線型体系の一部復活としいてよい。高度経済成長の波に乗って'66年には、中教審の『後期中等教育の拡充整備について』の最終答申(41答申)が発表された<sup>11)</sup>。中教審の基本的考え方は、それなりに極めてはっきりしている。「(わが国の教育にみられるような)学校中心の教育観にとらわれて……職業に対して偏見を持ち、人間の知的能力ばかりを重視して、技能的な職業を低く見たり……また、上級学校への進学をめざす教育を重視するあまり、個人の適性・能力の自由な発現を妨げて教育の画一化をまねくことは、民主主義の理念に反する……」と。中教審の期待に反し、高校普通科進学率は年々高まっている(別図)



高校学科別生徒数の推移



出典 文部省『平成6年度・我が国の文教政策』<sup>7)</sup>

当時、進学率が70%に達していた高校に関して、普通科、職業科を問わず「生徒の適性・能力・進路に対応するとともに、職種の専門的分化と新しい分野の人材需要とに即応するように改善し、教育内容の多様化を図るべきだという（注2）。まさにいわゆる“個人的要請”と“社会的要請”に応じる多様化政策の本格的展開である。具体的には①職業または実生活に必要な技能または教養を修得させる短期の技能高校②中等教育を一貫して行うための6年制の中等学校の設置が注目される。

中教審41答申が発表されて早くも翌'66年、文部大臣は新たに召集した中教審に対して『今後における中等教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』の諮問を行った。4年間という異例の長期間にわたって審議したのは、戦後の第2の教育改革と並ぶ“第3の教育改革”と自称する大型の教育政策案を出すためであった。結果的に言えば『46答申』の名で知られ<sup>3)</sup>、良い意味でも悪い意味でも戦後史に残るこの基本的施策案の骨格となる部分、とりわけ画期的なアイデアともいえる10年間にかけて行うという四つの“先導的試行”は実現されないまま全く不発のままに終わった。10年どころか今後こそ第3の教育改革だと意気込んで、先導的試行をバックアップしてきた臨教審が4回にわたる答申を出して解散した'87年から今日にいたるまで着手されていない。

この拙論の文脈の中でとりあげる必要があるのは、とくに先導的試行のうち

「中等教育が中学と高校に分割されていることに伴う問題を解決するため、これらを一貫した学校として教育を行う」（中高校一貫教育）である。③の「小・中学校、中・高校の区切りを変える」は当然②と関連する。答申によると、先導的試行を10年間行って成功とみなされたならば、その新しい学校体系を全国的な学制改革にまで拡大するか、または現行制度と並列的なものとして制度化するかは改めて判断すべきものとしている。中教審46答申の基本となる骨格部分の先導的試行の完全な失敗は、（一部繰返しになるが、）かって41答申が“近視眼的” また “現状維持的” だと評した教育界の強い抵抗があっただけでなく、新学制を実施して¼世紀にも満たず、本来の成果を達成するためにはなお教育条件の整備が先決だとする正当な理由と、時期が史上稀にみる学園紛争の渦中にあったということである。だから第2の教育改革に限らず何らかの形の学制改革を求める要請は日数組<sup>11)</sup>や教育学界<sup>12)</sup>から出されていた。そうでなくても時代の急速な進展の中で、学校教育の理念と現実との間のギャップの拡大に伴って問題点が生じてきたのも事実であるし、社会的関心ともなっていた。

46答申（とりわけ先導的試行）の挫折後、しばらく経って、第13期中教審は『時代の変化に対応する初等中等教育教育内容などの基本的な在り方』についての諮問をうけている。いわば46答申のやり直しとあってよい。一方、当の審議会は審議開始の直後、文部大臣から異例にも具体的にあげた学校制度についての追加諮問を口頭で受けた。当時の文相は西岡武夫氏で熱心な46答申の支持者として知られており、一般にはいよいよ学制改革に着手するのではないかといわれていた。ところが中教審は、学制に関しては具体的には何ら言及せず、このような重要事の決定には「国民的合意が必要」だといって答申は出さず『審議経過の報告』（'83年）にとどめ、翌年発足の臨教審にひきわたす結果になった。

'84年7月発足の臨教審の前後から、戦後最大規模の教育論争が各方面で行われたのは周知の通り。臨教審は早くも'85年6月には『教育改革に関する第1次答申』を発表し、この答申によると、過去の文教関係の答申や諸資料を検討したが、とくに「46答申の諸提案については、その後の経過を踏まえ、今日的視点に立って、これを見直し、評価すべきものは参考とし、先導的試行の提

案など今日まで実行に移されなかったものは、その経過、背景などを教訓として受けとめた」と率直にしている。我が国が自ら誇る行政の継続性といってよい。その第1次答申の中ですでに結論が得られたものとして「当面の具体的改革提案」は前述のように①学歴社会の弊害の是正②受験競争過熱の是正があげられている。さらに②では、必ずしも受験競争過熱化の対策とういのではないが、6年制中等学校の提案がある。それは「現行の中学校教育と高等学校教育を統合し、これを青年期の教育として一貫して行うことにより、生徒の個性の伸長を継続的、発展的に図ることを目指す新しい学校」であり、現行の3・3制に併存させて設置は地方自治体や学校法人の判断にまかせるという。46答申の先導的試行の形でなく、やろうと思えば今からでもすぐ設置しうる。6年制中等学校の例としてあげられているのは、新しい専門コース、普通教育と専門教育を複合または統合したもの、理数科等（注・現在、新しいタイプの職業、専門学科が続出している）。この提案は'87年の最終答申でも再確認して残されている。さらに'86年の第3次答申では、主に高校における専門教育の高度化に対応したものだが、普通科を含めて高校の修業年限を3年以上にする方向を出している。現行の定時制・通信制だけでなく第1次答申の「当面の具体的改革提言」の②でいう単位制高校（注：'93年から都道府県で順次設置されている）も当然含まれる。修業年限の弾力化それ自体は望ましいことである。このような動向に沿って、'91年中教審答申は、4年制高等学校案を一応とりあげたが、多方面の意見をきいて慎重に検討した結果、現時点では必要を認めなかったものの、今後の学校体系の全体の在り方として考えるべき課題とした。

私は以上で戦後の文教政策の動向と問題点を主に中・高校間の接続、また一貫教育（一貫校を含めて）概括的に考察した。「21世紀を展望」という、今始まったばかりの第15期中教審が、諮問テーマの重要なテーマの一つである「学校間の接続の改善」を論じる中で、とりわけ中・高校間の接続性・一貫性に取組んでいるのは、私の以上の考察から分かるように、それなりの根拠があるからである。無論、今後の審議の過程で、早ければ就学前期の幼稚園から高校教育機関までにまたがる学校間接続が検討され、成り行きによっては全般的な学制改革にいたるかも知れない。ところで、これまでの学校間接続問題は、

急変貌しつつある高校との接続に焦点がおかれているために中等教育に位置づけられた中学がその影響を受けている（注：例えば中学校における選択制の強化）。勢い、同じ義務教育機関である小学校との接続はほとんど検討されないままである。

### 下から上への学制改革

’62年4月大阪府の千里ニュータウンでは最初の住区である佐竹台に我が国では前例のない新構想の佐竹台小学校が開校された。一つの住区に小学校が一校だが、校舎は三ヶ所に分置されている。住区のはぼ中央に3～6学年を収容する本校とそれから離れて二つの分校があり、その分校は小学校1～2年と、幼稚園4、5才児を収容し、同一設計の部屋からなっている。学校教育法では小学校と幼稚園は全くべつの目的、目標、内容を持っているので、形式的には幼稚園4、5才児と小学校1、2年生は同居していても独立、3年生になると本校に移動する。佐竹台住区は設計者の大阪府企業局から吹田市教育委員会に移管されたが、この新種の学校について何ら説明を受けず有無をいわず強制されたようなものである。窮した吹田市教育委員会は教育学者といってもまだ未熟な私に相談をもちこんだ。私は実地調査と外国文献を調べたうえで、これはイギリスの幼児学校（infant school - 小学前期校で5、6才のためのもの。なお7～11才は小学後期校）に似ていると分った。文部省統計によると、当時5才児の就園率は30%を越したばかりなので（現在は64%、5才の保育園児を含めると90%を越している）、義務教育の小学校と同じ施設の中に有償で義務制ではない公立の幼稚園を併設するのも無理である。その他さまざまな困難な事情もあって、この幼・小一貫教育の構想は挫折した（参照・拙稿「ニュータウンの学校づくり」“総合教育技術” ’63年10月号、小学館）。

単線型6・3・3制の変形といわれながらも’60年代の多様化路線に乗って設けられた高専（’61年）や専修学校（’75年）の現実の存在を否定できない。げんに過去数年の改革によって、高校や大学（短大を含む）との間の単位互換、単位の累積加算、編入制度の柔軟化等によって改善されてきている。しかしほぼ50年を経過して一種の制度疲労が見られる6・3・3の年限区分、学校段階

間の接続、一貫は検討の余地があると思う。前節で述べたように、私見では、改革の重点は高校から中学へという“上から下へ”の接続と一貫に置かれ、早ければ幼稚園からはじめて上級の学校段階へ向かう“下から上へ”改革案は少ない。義務制の小学校と中学は、制度的に安定しているとみられているのが主な理由である。単なる実験ではなく、実際に着手された新構想の千里山小学校は、学界や教育界の関心を集めることもなく“名誉ある孤立”に陥り、あげくは構想も放棄され、辛うじて遺産として残ったのは佐竹台に続いた高野台で同一敷地中に高学年と低学年別に分けた別々の校舎である。

それとほぼ同じ頃、'63年12月21日付の朝日新聞は一面を費やして、大阪府教職員組合が行った教員の実態調査を紹介、小学校では高学年における専科教員制の支持が高いと報じた。新聞社から求められたコメントで私は「高学年専科別への傾向—小学校の形態は遅かれ早かれ変化する」と支援した。専科制への傾斜は、中学との接続の契機となると考えたからである。長い歴史と伝統をもつ6年制の我が国の小学校は、先進諸国でも初等学校が、ほぼ5、6才で始まって11才か12才で終わるのと大差はない（制度上の差が出てくるのは中学校以降である）。しかし最近までは保育所、幼稚園を含めた就学前期の教育施設の拡充整備、園児数の急増、心身発達の加速化現象があって、幼稚園と少なくとも小学校低学年間の接続（又は千里山小学校のような一貫校）と小学校高学年のあり方を検討する機は熟している。これより早く、すでに何回か言及した中教審46答申は、当時としては全く意表をついた四つの先導的試行を提案した。そのトップにあげられたのが「4、5才児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことにより幼児期の教育効果を高める」であり、その説明でも“発達の早熟化”の傾向をあげている。千里山小学校の挫折以来、10年経ってのことで、私には印象深い。小学校6年が長すぎるとすれば、逆に中学の3年は短すぎる。その中学は義務教育の学校として小学校と、中等教育機関として高校と同じ性格を持っている。つまり二重性格である。かつて'66年の中教審答申すら<sup>4)</sup>「将来において18才までなんらかの教育機関に就学する義務を課することの可能性について検討する」といい、また前述したように'76年の教育課程審議会は“国民教育10ヶ年計画”を打出し、義務教育

の1年延長かといわれたこともある。だが未来を展望した義務教育期間の上下延長（下に向かって幼稚園義務化、上に向かって高校の義務化）が世界の共通の動向であるにもかかわらず、長く豊かさを誇ってきた我が国で、高校の義務化の声は今ほとんど聞こえない<sup>13)</sup>。高校の義務化は、小学、中学を経た“下からの”改革路線をとり、高校においても当然「すべての人々にとって共通に必要な基礎・基本」の修得を条件とする。程度を越した高校の多様化は義務化の支障となるだけでなく、中等教育機関として高校と性格を同じくする中学教育の多様化をもたらす。この意味で中学・高校の接続、一貫には慎重な対応が必要である。もともと中学は junior high school とよばれているように高校の前期だと批判されてきた。そこで、アメリカの最近の動向だが、 junior high school を根本的に改組してその低学年を小学校の高学年と接続して middle school にし、児童期と青年期の中間の移行期にふさわしい独自の特徴を出そうとしている。例えば、教科担任制や学級担任制でなくチーム・テイピングを採用し、チームを組む教員は入学から卒業まで担任を続ける。<sup>14)</sup> (15の39頁)

私はとくに“下からの”改革の視点に立って学制改革が必要と思うが、具体的にその時期、制度の特色を明記できないままに終わった。断片的には、いろいろな機会に意見を出してきたが、そのいくつかは参考文献で示している。

#### 参照・引用文献

- (1) 「第15期中教審への諮問文」『教職研修』1995年8月号、教育開発研究所
- (2) 文部省大臣官房編集『臨教審答申総集編』1987年、ぎょうせい
- (3) 海老原治善ほか編『教育臨調・教育改革』1984年、エイデル研究所
- (4) 『後期中等教育最終答申の解説』1966年、明治図書
- (5) 「第14期中教審最終答申」『教職研修』1991年5月号、教育開発研究所
- (6) 佐藤三郎「新しい教育改革の視点」菱村幸彦監修・編集『変化の時代の学校像』教育開発研究所、1995年6月
- (7) 文部省編『平成6年度・わが国の文教政策』1994年、大蔵省印刷局
- (8) 佐藤三郎『生涯学習時代の学校教育』1991年、東信堂
- (9) 佐藤三郎・荻堂盛治共編著『国民教育の場としての高校』1985年、教育開発研究所
- (10) 中谷彪編著『教育史年表・歴史にみる教育』1993年、あゆみ出版



注2. 以下は拙稿「高校における職業教育のあり方」『高校教育展望』1982年3月号、小学館）から本論で必要とされる部分をとりあげている。

…… 前 略 ……

すでに昭和41年の『後期中等教育の拡充整備について』の中央教育審議会の答申が、多彩な学科をおけるように高校の制度改革を決めた重要な方針を決めたことは、少なくとも教育関係者の熟知しているところである。

いわゆる多様化路線がこの段階から急速に進められるのであるが、同じく多様化といっても三通りのものがある。(1)後期中等教育機関の多様化(2)普通科高校と職業科高校の二分化(3)職業科高校内での細分化である。いま直接問題としているのは(3)の細分化であって、これに関する中教審答申の理由づけを思いおこしてみよう。

「高校は生徒の能力と将来の進路に応じた教育が施されているとはいいがたく、教育課題をじゅうぶん消化できなかつたり、ほとんど職業に対する準備もなく就職したりする多くの生徒のあることが指摘されている。また、能力が多様であるとともに、高等学校の卒業生に対する社会の要請も多様であって、一方では専門的な技術教育が要求されながら、他方では一定の熟練度を身につける技能教育の必要性が強調されている」と。

昭和45年の高等学校学習指導要領は、35年度のものとはちがって、職業科目に関してだけでも新旧科目の入れかえを行うだけでなく、総体的に科目数をふやした結果その数は合計314科目となった。それと対応して学科にも新しいものが加わる。

例えば農業では「食品製造科」「木材加工科」工業では「情報科学科」「工業計測科」「設備工学科」「地質工学科」「環境工学科」「化学工学科」「繊維工学科」「インテリア科」「工業管理科」などある。(商業、水産、家庭、看護は略)

新聞で大阪府に新たに登場するといわれている「総合デザイン」「工芸」「美術」にしても、新しいわけではなく、「工芸」学科は35年度にあり、45年には消え、「デザイン」や「美術」に関する科目はすでに35年のもので示されている。

…… 中 略 ……

41年の中教審答申を受けた45年度高校学習指導要領は、極めて露骨な形で社会の要請という名目の産業界からの要望にこたえたものであった。おりしもわが国は高度経済成長の道をまっしぐらに進み、産業界は種々の職種・水準の労働力の供給を学校に強くもとめていたのである。

だが、そのような強引な産業第一主義の教育改革は、忽ちのうちに破綻の様相を来すようになる。

文部省は、理科教育・産業教育審議会（理産審）の『職業教育の改善に関する委員会』による中間答申（49年1月）を受けて、間接ながら、かつて自ら強引に推進してきた高校多様化路線の破綻をしぶしぶながら認めざるを得なくなった。その中間報告でいう「職業学科と普通科との相互接近」「専門科目の必修単位の弾力化」そして「細分化されすぎた学科の整理統合」など、実は理産審自身にも責任がある過去の不明に対する反省といってよいだろう。



昭和53年改訂の新高校学習指導要領は、昭和48年に文部大臣が教育課程審議会に対して諮問した時から作業が始められていることを思い出してほしい。多様化路線の破綻の第1の原因は、いうまでもなく石油危機と産業公害問題である。第2は、1960年代中頃からおこってきた体制批判（学校も既成体制として批判された）からの影響、第3は進路指導の困難と職業高校に対する生徒の不満である。そして第4は私の持論であって、戦後積みあげてきた普通教育九か年義務制の実施に伴い、高度学習志向の要求が高まり、普通科高校を希望するものが圧倒的に多くなったという事実である。

新学習指導要領の分量が大幅に削減されたのは、近来にない英断と私は高く評価している。そのことも原因となったと思うが、45年度には314科目に肥大した職業科目が158科目に整理統合された。とくに工業の科目数の削減は顕著で、45年に新設されたものが早くも消えることもあり、基礎的・基本的事項に重点をおくようになったのである。

今次の改訂の特色は、共通の必修科目が、これまた大幅に削減され、それと反対に選択科目のウェイトが高まっている点である。文部省がこの改訂のねらいの一つとして、教育課程編成と実施について学校が特色ある学校づくりで自主性を発揮することをあげているのは、なかなか味のある方針といえよう。

さきに述べたように、学科数も科目数も大幅に減っているし、加えて、従来、かなり詳しく規定していた各科目の目標も内容（学習事項）も、大胆に簡素化し、それこそ骨格だけとなっている。従来の学習指導要領に馴れた人には、想像もできない英断である。

…… 中 略 ……

教育課程の編成と実施にさいして、どのような特色を出すか、設置者だけではなく、学校レベルでの慎重な研究が今後の大きな問題となる。設置者としての大阪府教委が、独自の案を出すのは自由だが、どこまで学校サイドの意見を吸収し、同じテーブルで意見を交流しているのか、私は詳しく知らない。

以下は私がかつて書いた文章の一節である。

「昭和42年度から大阪府立のある工業高校の中に“被服産業学科”という耳なれない新しい学科の定時制課程が新設された。中教審が高校の多様化を最終答申したのが41年、それをうけて理科教育および産業教育審議会（理産審ともいう）が、“高等学校における職業教育の多様化”を具体的に新学科の創設（多くは技能に関するもの）の例でもって示したのは42年8月であった。中央教育審議会の性格からいえば、文部省は『答申』をうけた時点から、慎重に具体策をたてるのが建前である。

だが、大阪府は文部省の意図を十分に察知し、了解をとりつけたのであろうか、早くも42年から高校多様化の実施に踏み切ったのである。先取りとはこのことである。

“被服産業学科”といっても、実の中身は、紳士服仕立て工の養成課程である。それは、これまでの職業高校が実質はともかく、表向きの理論を媒介とする専門的な技術教育であったのに対して、仕立ての技能の職業訓練を主とするものであり、高校の理念を否定して各種学校化する重大な転換を画するものである。

ここに多様化のおそろしいわなが仕掛けられていた。

さて、学校の中身はどうであった。開設して4年間たっても、まだ一度も定員の3分の1にも達しない入学者数であった。1年でズボン部分縫い、2年でズボン一着と上衣縫い、3・4年で上衣一着という被服実習が中心で、しかも高校の慣行に反して、低学年ほど普通課目の比重が少ない。受験者や親や教師は、高校の名に値しないことを見抜いていたのである。

府教委は、ついに46年度の募集停止というぶざまな事態に陥ったのであるが、ここにも多様化の破綻をみることができよう。

……高校問題について41年の中教審答申があるが、その後の高校は当時と比較にならないほど多くの問題を生み出している。とくに、その時打出した多様化路線は富山の3・7体制（普通高校3、職業高校7の率）の崩壊に象徴されるように、全国的に普通科増設が目立ち、職業科は廃止または学級減となった。

私の考えでは、社会的要請というよりも、普通科高校の大衆の普及にかかわらず、その整備が著しくおけているために出てきた能力主義的対策だと思う。（具体的には中途退学者、低学力、学業不振児の増大）。多様化政策が、初期の社会的要請から個人の能力・適性差を理由に変えられていることに注意してほしい。

…… 中 略 ……

私は、長い間、高校では普通教育をいっそう充実発展させなければならないと主張してきた。だが専門教育の存在を否定しているのではなく、普通教育に収斂される方向で、普・職相互接近を目標としているのである。

高校という以上、すべての高校が、普通教育を共通の基礎としてしっかりおさえながら、できるだけ少なくした選択科目を、内容面で普通教育と有機的に関連させる総合制高校として発展させるべきではないか。そのような高校においては、どの高校でも、選択科目として種々のものを用意しなければならない。文科主義的な普通高校は決して望ましいものではない。

職業科目のこの10年間の変遷に見るように、傾向として、第3次産業への移行。つまり、ブルーカラーからホワイトカラーへの移行、熟練した工具よりも、一定の基礎的普通教育をうけた従業員といったイメージが強くなってくる。

超L S Iの出現が、産業界の構造をラジカルに変えてゆくことを考えれば、私は今後いっそう普通一般教育に基礎をおいた職業教育が必要だと思う。

…… 以下略 ……